おくやみ
ハンドブック

～ご遺族のための手続き案内～

桶川市



ご遺族のみなさまへ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈りいたします。

桶川市では、ご遺族の方が届出をおこなう市役所での手続きと市役所以外の主な手続きについて、少しでもわかりやすくご案内するため、おくやみガイドブックを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。このガイドブックが、ご遺族のみなさまのお役に立てば幸いです。

桶川市役所

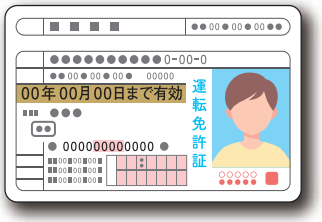
本人確認書類について …… P.2
市役所での手続きチェックリスト …… P.3
市役所での手続き …… P.5
その他の主な手続き …… P.22
相続に関する手続き …… P.27
大切なひとを亡くされたあなたへ …… P.29
空き家の所有者・管理者の方へ …… P.30
ご遺族メモ …… P.31
法定相続情報証明制度について …… P.33
委任状 …… P.35

本人確認書類

有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

◆ １点で本人確認できる書類

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年４月１日以降に交付されたもの）、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署が発行した顔写真付きの免許証・許可証または身分証明書など



◆ ２点で本人確認できる書類

（Ａを２点、またはＡ＋Ｂか Ｃを１点づつ）

Ａ：健康保険資格確認書、介護保険証、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書など

Ｂ：社員証（顔写真付き）・学生証（顔写真付き）など

Ｃ：銀行の預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、病院の診察券など

※Ｃは戸籍関係の証明書の手続きの際には使用できません。

おくやみ手続きナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、ナビの設問に沿って選択肢を選んでいただくと、亡くなった方に関係する死亡届出後の手続きが確認できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。

https://www.okuyaminavi.net/municipalities/11231

手続きの詳細については、各担当窓口へお問い合わせください。

市役所での手続きチェックリスト

亡くなった方が以下に該当する場合、該当窓口で手続きが必要です。

確認事項（亡くなった方について）		該当	主な手続き	担当窓口	参照ページ
住民登録	これから死亡届を行う	□	死亡届の提出	市民課 窓口係	P.5
	印鑑登録をしている	□	印鑑登録証の返還		
	マイナンバーカードを持っている	□	マイナンバーカードの返納		P.6
健康保険	国民健康保険に加入している	□	・資格確認書の返還 ・葬祭費の申請 ・資格確認書または資格情報のお知らせの変更	保険年金課 国民健康保険係	P.7
	後期高齢者医療制度に加入している	□	・資格確認書の返還 ・葬祭費の申請 ・給付受領に係る申立書の提出	保険年金課 後期高齢者医療係	P.8
年金	国民年金を受給している	□	未支給年金の請求 ※厚生年金を受給している方は、年金事務所でのお手続きです。	保険年金課 国民年金係	P.9
	国民年金に加入したことがある	□	遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求		P.10
介護保険	６５歳以上または要介護認定を受けている	□	・介護保険被保険者証の返還 ・送付先の届出	高齢介護課 総務管理係	P.11
こども	こども医療またはひとり親家庭等医療を受けている	□	受給者証の返還	こども未来課 手当・医療係	P.12
	18歳になる年の年度末（3/31）まで、また一定の障害（「子供の障害の基準」のいずれかに該当）がある場合は20歳未満までのお子さんがいる	□	ひとり親家庭等医療の申請（母子または父子世帯になったとき）		
	児童手当の受給者または支給対象や算定対象児童である	□	受給者変更または喪失の届出		P.13
	児童扶養手当の受給者または支給対象児童である	□	受給者変更または喪失の届出		P.14
	18歳になる年の年度末（3/31）まで、また一定の障害（「子供の障害の基準」のいずれかに該当）がある場合は20歳未満までのお子さんがいる	□	児童扶養手当の申請（母子または父子世帯になったとき）		
	20歳になる年の年度末（3/31）までのお子さんがいる	□	遺児手当の申請		

確認事項（亡くなった方について）		該当	主な手続き	担当窓口	参照ページ
障害福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している	□	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還	障害福祉課 地域支援係	P.15
	障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）・障害児通所支援・自立支援医療を受けている	□	受給者証の返還	障害福祉課 地域支援係 こども未来課 児童家庭係	
	重度心身障害者医療費の受給資格者である	□	・医療喪失の届出 ・受給者証の返還	障害福祉課 管理・給付係	P.16
	障害などを事由とする手当を受けている	□	手当喪失の届出		P.16 P.17
税金	税金が課税されている	□	相続人代表者の届出	税務課 市民税係・資産税係 保険年金課 国民健康保険係	P.18
	未登記家屋を所有している	□	家屋所有者の変更の届出	税務課 資産税係	
	原動機付自転車・軽二輪などの軽自動車を所有している	□	廃車または名義変更の届出	税務課 市民税係	P.19
	市税などの口座振替をしている	□	振替口座の廃止・変更届出	収税課 管理係	
農地	農地を所有していた	□	相続の届出	農業委員会 事務局	P.20
下水道	井戸水を使っている世帯で公共下水道を利用していた	□	利用世帯員数の変更	下水道課 業務係	
環境	犬を飼っていた	□	飼い主の変更	環境対策推進課 生活環境係	P.21
	浄化槽を使用していた	□	浄化槽管理者の変更	環境対策推進課 自然環境係	

市役所での手続き

住民登録

死亡届の提出　※火葬がお済みの場合はすでにこの手続きは完了しています。

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出が必要です。
届出に基づき、火葬許可証をお渡しします。
届出を提出される際に予約された火葬場名をお知らせください。

必要なもの

・死亡届（死亡診断書に、医師による証明のあるものの原本）1通

届出地

亡くなった方の本籍地、届出人の住所地、亡くなった場所の市町村

届出人

・親族
・同居者
・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
・後見人・保佐人・補助人及び任意後見受任者
（登記事項証明書、裁判所の謄本などが必要です）

受付窓口

市民課　窓口係　☎ 048-788-4922

印鑑登録証の返還

死亡届出によって印鑑登録は抹消されます。
登録証は破棄していただくか、返還してください。

受付窓口

市民課　窓口係　☎ 048-788-4922

マイナンバーカードなどの返納

死亡届出によって下記のカードは無効になります。マイナンバーは相続などの手続きで必要になる場合がありますので、すべてのお手続きが終わってから破棄していただくか、返納してください。

◆マイナンバーカード　◆通知カード

受付窓口

市民課　窓口係　☎ 048-788-4922

亡くなった方の戸籍の取得方法

◇桶川市に本籍がある方

死亡届を桶川市に提出した場合は、約1週間後に取得できます。

他の市町村に提出した場合は約2週間後に取得できます。

取得可能かどうかはお問い合わせください。市民課、または駅西口連絡所にて請求できます。

◇桶川市以外に本籍地がある方

取得可能な時期については、本籍地の市区町村へお問い合わせください。
令和6年3月1日から、桶川市以外の戸籍も請求できるようになりました。取得には条件がありますので、詳しくは戸籍係へお問い合わせください。

請求者

①亡くなった方の配偶者・直系親族（父母・子）など

②亡くなった方の兄弟姉妹・代理人
　①の方の委任状が必要になります。
　または、兄弟姉妹の方は請求理由により請求可能です。
　正当な理由があると認められない場合は、戸籍証明を発行することができません。

持ち物

手続きする方の本人確認書類（AまたはBのどちらか）

（A）手続きする方の顔写真がついているもの…１種類
　　マイナンバーカード、自動車運転免許証、パスポートなどの官公庁発行のもの

（B）手続きする方の顔写真がついていないもの…２種類
　　健康保険資格確認書、年金手帳、介護保険被保険者証、生活保護受給者証　など

※戸籍は法改正や婚姻、離婚、転籍などの届出により、戸籍が新しく編製・異動するため、生涯の戸籍は複数に渡ることがあります。生涯のどの部分の戸籍が必要か、事前に提出先にご確認ください。

（例）・亡くなった方の出生から死亡までの一連の戸籍
　　・亡くなった方の婚姻から死亡までの一連の戸籍
　　・亡くなった方と相続人の関係がわかる戸籍

受付窓口

市民課　戸籍係　☎ 048-788-4922

健康保険

国民健康保険の手続き

亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合は、次の手続きが必要です。

◇資格確認書の返還
◇葬祭費の支給申請

亡くなった方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、次の手続きが必要です。

◇資格確認書または資格情報のお知らせの変更

持ち物

・亡くなった方の資格確認書（お持ちの方のみ）
・限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
・同じ世帯の方の資格確認書または資格情報のお知らせ（世帯主変更の場合のみ）
・葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状の写し、または葬儀の領収書の写し）
　※喪主のフルネームが記載されているもの
　※火葬のみを行った場合は「火葬の領収書」をお持ちください。
・喪主の振込先の口座番号がわかるもの

受付窓口

保険年金課　国民健康保険係　☎ 048-788-4941

期　限

【資格確認書の返還・世帯主変更】早めにお手続きください。
【葬祭費の支給申請】葬祭を行った日の翌日から２年以内

memo

後期高齢者医療制度の手続き

亡くなった方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、次の手続きが必要です。

◇資格確認書の返還

◇葬祭費の支給申請

◇給付受領に係る申立書の提出

持ち物

・亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書（お持ちの方のみ）
・特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
・葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状の写し、または葬儀の領収書の写し）
　※喪主のフルネームが記載されているもの
　※火葬のみを行った場合は「火葬の領収書」をお持ちください。
・振込先の口座番号がわかるもの
　※葬祭費を喪主以外に振り込む場合は委任状と印鑑（認印可）が必要です。
　※給付受領に係る申立書は相続人代表の振込先が必要です。

受付窓口

保険年金課　後期高齢者医療係　☎ 048-788-4942

期　限

【資格確認書の返還】早めにお手続きください。
【葬祭費の支給申請】葬祭を行った日の翌日から２年以内
【給付受領に係る申立書の提出】早めにお手続きください。

memo

年金

各種年金手続きは、亡くなった方や遺族の状況によって、支給の可否や請求ができる方が異なります。また、お手続きの内容により必要なものが異なりますので、事前にご確認の上で手続きしてください。

年金を受給している場合

◇未支給年金の請求

年金の受給者が亡くなったときに、まだ受け取っていない年金は、その方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母などの3親等内の親族であれば、未支給年金として受け取ることができます。

持ち物

・亡くなった方の年金証書または基礎年金番号のわかるもの
・亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍など（請求者が配偶者または遺族年金と同時請求の場合の20歳以下の子で、日本年金機構にマイナンバーが収録されている場合は不要）
・亡くなった方の住民票（除票）（日本年金機構にマイナンバーが収録されている場合は不要）
・請求者の世帯全員の住民票（マイナンバーが確認できるものがあれば不要）
・請求者名義の金融機関の通帳
・生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と請求者が別世帯の場合）

※厚生（共済）年金や国民年金第3号被保険者期間がある方の場合は、年金事務所での手続きになります。
（問い合わせ先　大宮年金事務所　☎ 048-652-3399）

受付窓口

保険年金課　国民年金係　☎ 048-788-4943

期　限

早めにお手続きください。

memo

国民年金加入者の場合

◇遺族基礎年金の請求

国民年金加入中の方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。※子とは、18歳に達した年度末になるまで（1級・2級の障害の状態にある子の場合は20歳になるまで）。

◇寡婦年金の請求

第1号被保険者としての保険料納付済期間などが10年以上ある夫が、年金を受けないまま亡くなったとき、10年以上継続した婚姻関係があり、夫に生計を維持されていた妻に対して、60歳から65歳までの間支給されます。

◇死亡一時金の請求

第1号被保険者として保険料納付済み期間などが36月以上あり年金を受けないまま亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母などの2親等以内の親族に支給されます。

持ち物

亡くなった方や遺族の方の状況により異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

保険年金課　国民年金係　☎ 048-788-4943

期　限

早めにお手続きください。

memo

介護保険

介護保険の手続き

亡くなった方が６５歳以上または要介護認定を受けていた場合は、以下の手続きが必要です。
◇保険証類の返還
◇送付先の届出書の提出

持ち物

・亡くなった方の介護保険被保険者証
・介護保険負担割合証（お持ちの方のみ）
・負担限度額認定証（お持ちの方のみ）
・居宅サービス利用料軽減認定証（お持ちの方のみ）
・相続人の振込先の口座番号がわかるもの

受付窓口

高齢介護課　総務管理係　☎ 048-788-4937

介護保険外サービスの手続き

亡くなった方が、以下のサービスや手当の受給があった場合は、廃止届や機器の返却が必要です。

①緊急通報システム
②要介護老人手当
③おむつ助成金
④いきいき健康農園
⑤徘徊高齢者等家族支援サービス
⑥徘徊者見守りステッカー

受付窓口

高齢介護課
→①②③④の手続き　高齢者福祉係　☎ 048-788-4940
→⑤⑥の手続き　地域包括ケア推進係　☎ 048-788-4938

こども

こども医療費の手続き

亡くなった方がこども医療費の受給者であった場合は、受給者証の変更手続きが必要です。

持ち物

・受給者証
・児童が新たに加入した資格確認書、資格情報のお知らせなどの加入保険内容のわかるもの（マイナ保険証含む）

受付窓口

こども未来課　手当・医療係　☎ 048-788-4945

期　限

早めにお手続きください。

ひとり親家庭等医療費の手続き

18歳になる年の年度末（3/31）までのお子さんがいる方が亡くなり、母子世帯もしくは父子世帯になったときは、ひとり親家庭等医療費の申請ができる場合があります。
※所得制限があります。

持ち物

・申請者、児童の戸籍謄本
・申請者、児童の資格確認書、資格情報のお知らせなどの加入保険内容のわかるもの（マイナ保険証含む）
・申請者名義の振込口座などのわかるもの
・申請者、児童及び扶養義務者のマイナンバーのわかるもの
・申請者の印鑑（朱肉を使うもの）

受付窓口

こども未来課　手当・医療係　☎ 048-788-4945

期　限

早めにお手続きください。
※配偶者の死亡日の翌日から15日以内に申請された場合は、死亡日の翌日に遡って受給できる場合があります。

児童手当の手続き①

亡くなった方が児童手当を受給していた場合、受給者変更の手続きが必要です。

持ち物

・振込先の口座番号などがわかるもの（申請者名義及び対象児童名義）
・申請者のマイナンバーのわかるもの

受付窓口

こども未来課　手当・医療係　☎ 048-788-4945

期　限

亡くなった日の翌日から15日以内

児童手当の手続き②

亡くなった方が支給対象または算定対象の児童であった場合、受給事由消滅または額改定の届出が必要です。

受付窓口

こども未来課　手当・医療係　☎ 048-788-4945

期　限

早めにお手続きください。

memo

児童扶養手当の手続き

◇亡くなった方が児童扶養手当を受給していた場合、受給者変更の手続きが必要です。

◇亡くなった方が支給対象の児童であった場合、資格喪失または額改定の届出が必要です。

◇18歳になる年の年度末（3/31）までのお子さん、または一定の障害（「子供の障害の基準」のいずれかに該当）がある場合は20歳未満までのお子さんがいるがいる方が亡くなり、母子世帯もしくは父子世帯になったときは、児童扶養手当を受給できる場合があります。

※所得制限があります。

持ち物

受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

こども未来課　手当・医療係　☎ 048-788-4945

期　限

早めにお手続きください。
※手当の受給が認定された場合は、申請翌月から支給開始になります。

遺児手当の申請

◇父母またはその一方が亡くなり、20歳になる年の年度末（3/31）までの児童を養育するようになった場合は遺児手当の申請ができます。

持ち物

・申請者名義の振込口座などがわかるもの
・亡くなったことを証明する書類（戸籍謄本）
・印鑑（朱肉を使用するもの）

受付窓口

こども未来課　手当・医療係　☎ 048-788-4945

期　限

早めにお手続きください。
※手当の受給が認定された場合は、申請月から支給開始になります。

障害福祉

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還

◇亡くなった方が上記のいずれかの手帳をお持ちであった場合、返還が必要です。

持ち物

・所持されている手帳

受付窓口

・障害福祉課　地域支援係　☎ 048-788-4936

期　限

早めにお手続きください。

障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、自立支援医療受給者証の返還

◇亡くなった方が障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）、障害児通所支援、自立支援医療を受けていた場合、受給者証の返還が必要です。

持ち物

・障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、自立支援医療受給者証

受付窓口

・障害福祉課　地域支援係　☎ 048-788-4936
・こども未来課　児童家庭係　☎ 048-788-4946
（障害児通所支援のみ）

期　限

早めにお手続きください。

重度心身障害者医療費の喪失・変更の手続き

◇亡くなった方が重度心身障害者医療の受給資格者だった場合、資格の喪失及び口座の変更の届出が必要です。

持ち物

・重度心身障害者医療費受給者証
・相続人の振込先の口座番号がわかるもの

受付窓口

障害福祉課　管理・給付係　☎ 048-788-4935

期　限

早めにお手続きください。

重度心身障害者手当の手続き

◇亡くなった方が重度心身障害者手当を受給していた場合、 手当の喪失の届出が必要です。

持ち物

・相続人の振込先の口座番号がわかるもの

受付窓口

障害福祉課　管理・給付係　☎ 048-788-4935

期　限

早めにお手続きください。

特別障害者手当・障害児福祉手当の手続き

◇亡くなった方が特別障害者手当または障害児福祉手当（福祉手当）を受給していた場合、手当の喪失の届出が必要です。

持ち物

・相続人の振込先の口座番号がわかるもの

受付窓口

障害福祉課　管理・給付係　☎ 048-788-4935

期　限

亡くなった日から14日以内にお手続きください。

特別児童扶養手当の手続き

◇亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた場合、一定の手続きが必要です。
◇亡くなった方が支給対象の児童であった場合、資格喪失の届出が必要です。

持ち物

・受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

障害福祉課　管理・給付係　☎ 048-788-4935

期　限

早めにお手続きください。

税金

相続人代表者の届出

◇亡くなった方に税金が課税されている場合や、亡くなった方が土地・家屋を所有している場合、納付書などの税金に関する書類を受領する代表者（送付先）を指定する届出が必要です。
（令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました）

受付窓口

税務課	市民税係	☎ 048-788-4915
	資産税係	☎ 048-788-4916
保険年金課	国民健康保険係	☎ 048-788-4941

期　限

早めにお手続きください。

未登記家屋の名義変更

◇亡くなった方が未登記家屋をお持ちであった場合、未登記家屋名義変更届書の提出が必要です。

持ち物

相続したことがわかる書類（①、②のどちらか）
①遺産分割協議書
②遺言書
※上記①、②がない場合、未登記家屋名義変更届書に法定相続人全員の連名

受付窓口

税務課　資産税係　☎ 048-788-4916

期　限

早めにお手続きください。

原動機付自転車・軽二輪などの軽自動車税の手続き

◇亡くなった方が原動機付自転車、小型特殊自動車の名義人であった場合、廃車または名義変更の届出が必要です。

持ち物

手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

税務課　市民税係　☎048-788-4915

期　限

早めにお手続きください。

市税などの口座振替手続き

◇亡くなった方の口座から、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの口座振替をしていた場合、振替口座の廃止または振替口座の変更登録の手続きが必要です。

持ち物

・振替口座の廃止⇒なし
・振替口座の変更⇒新しく登録する口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカード）、銀行印
※登録可能な金融機関については、市ホームページをご覧いただくか、下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

収税課　管理係　☎048-788-4917

期　限

早めにお手続きください。

農地

農地の相続手続き

◇亡くなった方が農地を所有していた場合、相続の手続きが必要です。
（令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました）
「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」を農業委員会事務局へ提出してください。

持ち物

以下のいずれかを添付してください。
・遺産分割協議書の写し
・土地登記簿謄本の写し（所有権移転登記が完了したもの）

受付窓口

農業委員会事務局　☎048-788-4932

期　限

遺産分割協議終了後にお手続きください。

下水道

下水道利用世帯員数の変更手続き

◇井戸水を使用されている世帯で、下水道を利用していた世帯の方が亡くなった場合、利用世帯員数の変更届出が必要です。

持ち物

手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

下水道課　業務係　☎048-788-4960

期　限

早めにお手続きください。

環境

飼い犬の登録事項変更について

◇犬の飼い主が亡くなった場合は、登録事項の変更手続きが必要です。
詳細は担当窓口にお問い合わせください。

受付窓口

環境対策推進課　生活環境係　☎ 048-788-4924（直通）

浄化槽管理者の変更について

◇浄化槽の管理者が亡くなった場合は、管理者の変更手続きが必要です。
詳細は担当窓口にお問い合わせください。

受付窓口

環境対策推進課　自然環境係　☎ 048-788-4925（直通）

memo

市役所以外での主な手続き一覧

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
運転免許証	返納	上尾警察署 ☎ 048-773-0110
		鴻巣免許センター ☎ 048-543-2001
軽自動車	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会埼玉事務所 ☎ 050-3816-3110
普通自動車	税金に関する手続き	上尾県税事務所 ☎ 048-772-7128
	名義変更・廃車など	関東運輸局埼玉運輸支局 ☎ 048-624-1835
バイク（125cc超）	名義変更・廃車など	関東運輸局埼玉運輸支局 ☎ 048-624-1835
国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	上尾税務署 ☎ 048-770-1800
年金	年金に関する手続き	大宮年金事務所 ☎ 048-652-3399
不動産登記	土地・家屋など所有者の移転（相続）登記など	さいたま地方法務局上尾出張所 ☎ 048-771-0239
生命保険など	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座など	口座凍結の解除の手続き	各金融機関など
株式など	名義変更	各証券会社など
国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
電気・ガス料金など	名義変更・解約	各契約会社
水道	名義変更・中止	桶川北本水道企業団 ☎ 048-591-2775
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル　☎ 0120-151515 有料ダイヤル　☎ 050-3786-5003
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

亡くなった方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項　目	期　日	備　考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は国民健康保険など他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	手続き先は年金事務所になります。 必要なものは、故人や請求者の状況により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

亡くなった方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項　目	期　日	備　考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 上尾税務署 ☎ 048-770-1800
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書　・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類
改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）
墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課　窓口係
☎ 048-788-4922

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	□	返納手続き	上尾警察署 ☎ 048-773-0110 鴻巣免許センター ☎ 048-543-2001
恩給を受給していた	□	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾患医療受給者証	□	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	鴻巣保健所 ☎ 048-541-0249
被爆者健康手帳を持っている	□		
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	□	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	□	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	□	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 上尾税務署 ☎ 048-770-1800
不動産登記	□	土地・家屋などの所有者移転（相続）登記など	さいたま地方法務局 上尾出張所 ☎ 048-771-0239

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		
NHK 受信料	□		☎ 0120-151515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

memo

相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなった日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

memo

大切なひとを亡くされたあなたへ

～あなたはひとりではありません～

つらいことなどを相談したり、想いを伝える場所がここにあります

こころの相談

○心の苦しみや悩みを
だれにも相談できない方へ

・埼玉いのちの電話（24時間365日受付）
☎ 048-645-4343

○こころの健康や悩みなど

・こころの相談（桶川市健康増進課）
☎ 048-786-1855
月～金　8：30～17：15

・こころに関する相談（埼玉県鴻巣保健所）
☎ 048-541-0249
月～金　8：30～17：15

生活支援についての相談

○生活の不安や困りごとに関すること

・生活困窮者の生活相談
（桶川市社会福祉課）
☎ 048-788-4933
月～金　8：30～17：15

法律に関する相談

○法的トラブルに関する相談

・日本司法支援センター　法テラス
サポートダイヤル　☎ 0570-078-374
（IP電話からは03-6745-5600）
月～金　9：00～21：00
土　9：00～17：00

遺児への支援

○遺児の心のケアなどについて

・あしなが育英会　☎ 03-3221-0888
詳しくはホームページをご覧ください。

高齢者に関する相談

○介護・保健・医療・福祉・権利擁護などに関する相談

・高齢介護課
☎ 048-786-3211
月～金　8：30～17：15

・地域包括支援センター　ハートランド
☎ 048-777-7055

・地域包括支援センター　ルーエハイム
☎ 048-789-2121

・地域包括支援センター　社会福祉協議会
☎ 048-728-2265

・地域包括支援センター　ねむのき
☎ 048-783-5311
月～土　8：30～17：15

心配ごと・悩み相談

・桶川市暮らしとこころの総合相談会
☎ 048-774-2862（夜明けの会）
※事前予約制
原則、毎月第３日曜日　9：00～12：00
開催場所：桶川市保健センター

・よりそいホットライン
☎ 0120-279-338　※24時間対応
https://www.since2011.net/yorisoi/

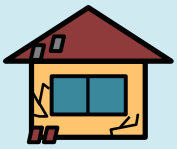
自死遺族の相談

・自死遺族相談
（埼玉県立精神保健福祉センター）
☎ 048-723-6811
月～金　9：00～17：00
（電話予約のうえ来所相談）

・自死遺族相談ダイヤル（全国自死遺族総合支援センター（グリーフサポートリンク））
☎ 03-3261-4350
木　14：00～18：00、日　13：00～17：00
https://izoku-center.or.jp/mail/

空き家の所有者・管理者の方へ

近年、地域の安全、衛生、景観などの悪化を招く、管理が不全な空き家が増加しています。
空き家は個人の財産であり、**所有者や管理者の方の責任において適切に管理していただくものです**。
誰しも売却や解体などの決断はしにくいものです。しかしながら、建物を適切に管理せずに放置してしまうと、次のような問題が発生するおそれがあります。



安全上の問題

・建物が傷み、外壁の脱落、屋根瓦や雨どいの落下、塀の破損により、近隣や通行者の方などに怪我をさせるおそれがあります。



防犯上の問題

・不審者の侵入や不法滞在のおそれがあります。
・放火による火災の危険性が高まるおそれもあります。



衛生上の問題

・ゴミなどの放置や不法投棄を招いたり、庭の草木が生い茂って、蚊やハチなどの害虫が発生するおそれがあります。



景観上の問題

・外壁などが傷んで汚れたり、ガラスが割れたまま放置されるなど、景観の悪化を招くおそれがあります。

空き家が原因となって近隣や通行者の方に被害が生じた場合は、所有者や管理者の方の責任となり、賠償責任を問われるおそれがあります。
問題が発生する前に、空き家の適切な管理をお願いします。

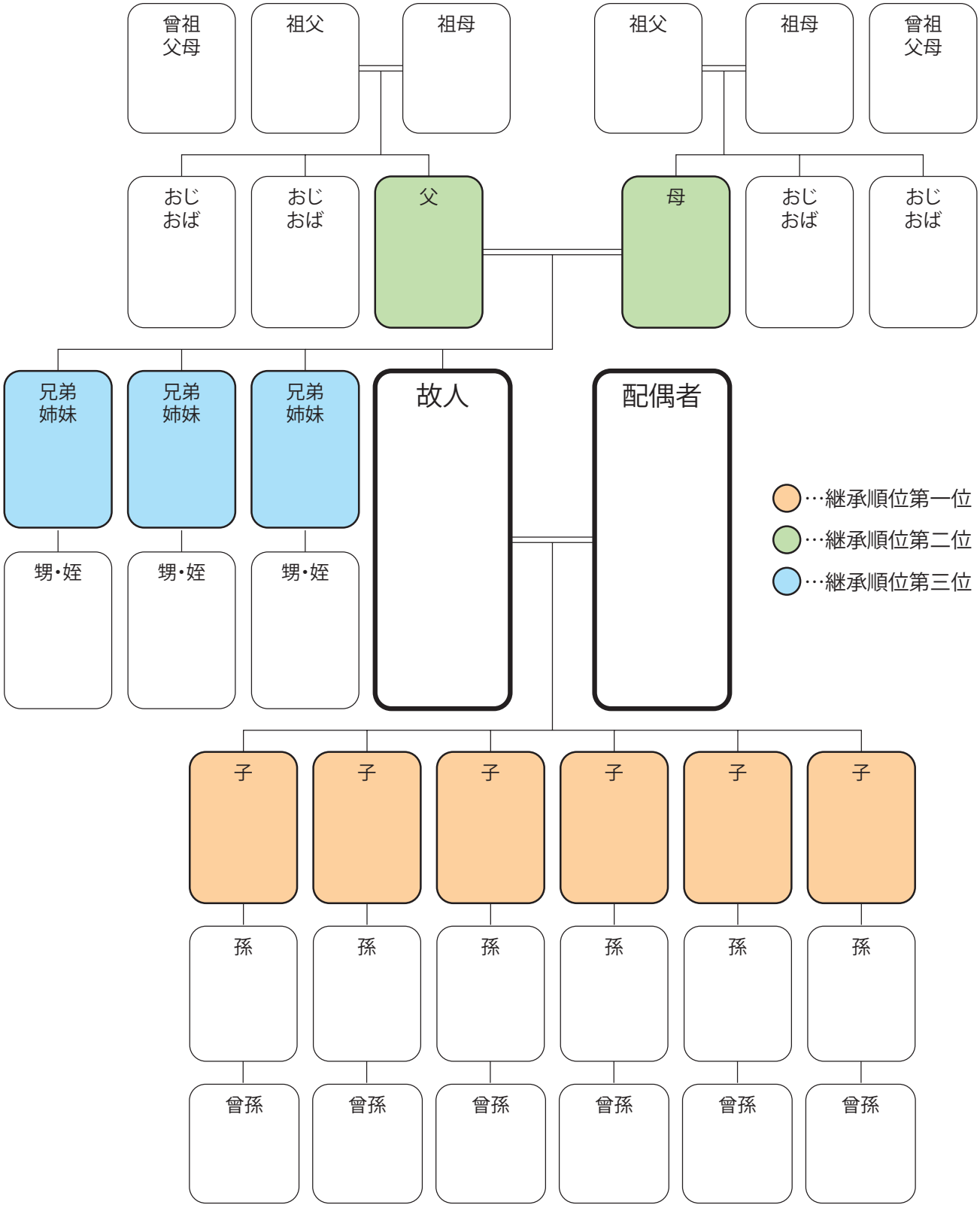
適切な管理
建物の状態を維持し、周辺に迷惑をかけないためには、定期的な手入れが必要です（管理の例：換気、通水、郵便ポストの整理、庭の清掃など）。

売却・賃貸
建物は使わないと傷みが進行し、売却や賃貸ができなくなります。
建物が傷まないうちに専門家（不動産業者、空き家バンクなど）に相談しましょう。

解　　体
建物の解体には、手続などが必要となります。市役所に相談しましょう。

【空き家に関する相談窓口】
桶川市環境経済部安心安全課交通・防犯係　TEL 048－788－4927

家系図（３親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

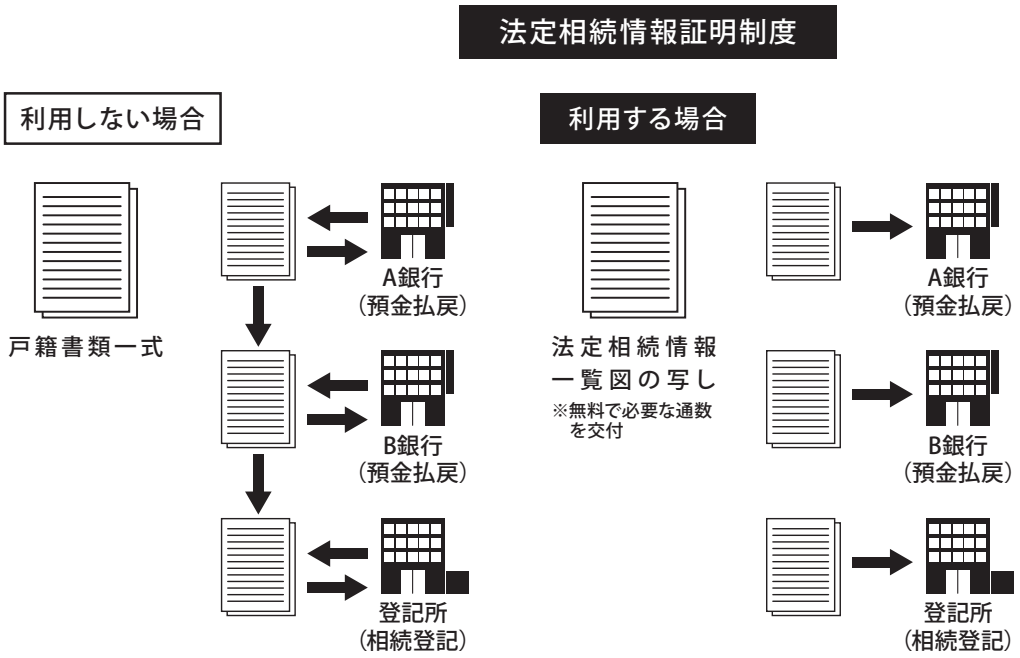
法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2.法定相続情報一覧図を作成します。
3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①　戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②　遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③　登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④　登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤　登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

委 任 状

代理人

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

［委任事項］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

委任者

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（宛先）桶川市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。
（例）〇山〇子の世帯全員の住民票（続柄・本籍記載のもの）を1通取得すること
※日付を必ず記載してください。
※委任者本人が必ず署名してください。

発　　行　　桶川市役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発 行 年　　2026 年 11 月

